

ステーションサービス LINE

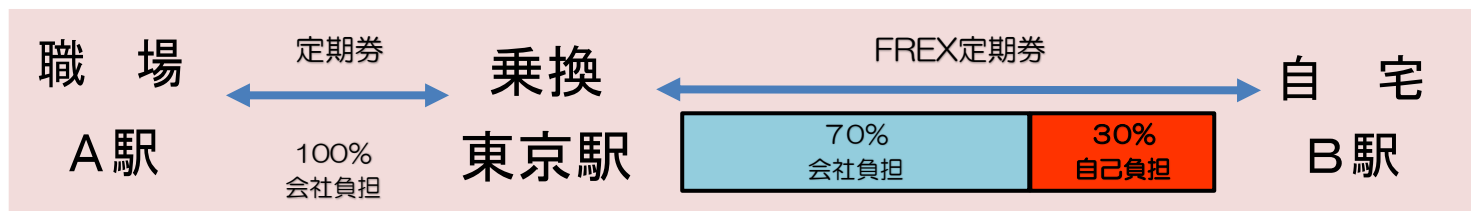
No. 198
発行2023. 7. 31
東日本旅客鉄道労働組合
ステーションサービス協議会

「通勤手当支給規程の見直しについて」説明を受ける!

7月31日に「通勤手当支給規程の見直しについて」の説明を受けました。
見直しの目的は、社会環境の変化やライフスタイルの多様化に適応した新たな働き方の実現に向け、社員の様々な挑戦に対するサポートをより充実させ、「JESSビジョン2023-MOVE-」実現にむけた集大成をめざすことを目的としています。詳細は、下記のとおりです。

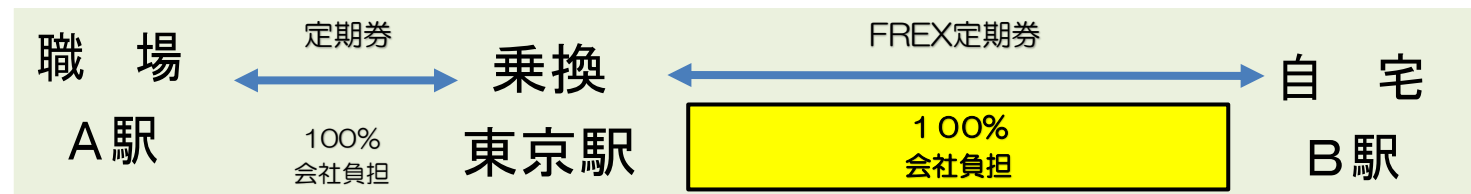
現行

新幹線通勤を利用している場合、定期券代金の7割が会社負担で残りの3割が個人負担



改定

自己負担がなくなり、実費額は全て会社負担



ただし、支給条件として新幹線を利用する場合、次のいずれかの該当する場合に通勤手当が支給されます。

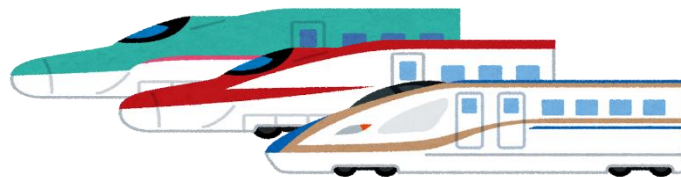
①在来線普通列車での通勤時間が1時間30分以上であり、かつ、新幹線の利用により45分以上短縮できる場合

(注1) 新幹線の利用区間が(東海道新幹線)東京～品川～新横浜の相互間、または(東北新幹線)東京～上野～大宮の相互間のみの場合を対象としない。

(注2) 新幹線の乗車距離は300km以内に限る。

②会社が特に必要と認めた場合

◆実施期日 2023年10月1日より施行



◆具体的な支給額の改定スケジュール

2023年10月1日の前日である2023年9月30日以前を有効期限として含む新幹線定期券を利用する場合において、購入時における支給額規程改定前の額とし、2023年10月の給与支給時において当該定期券の有効期間における10月1日以降分について日割り計算(10円未満切り捨て)により算出した1日あたり算出額をもとに精算支給する。